

環境セミナー（平成24年7月27日開催） 「化学物質規制の最新動向」

欧州を中心に化学物質規制が強化されてきており、国内でもその対応が不可欠となってきています。そこで、化学物質規制の最新動向と対応策及びメーカーでの取り組みに関するセミナーを開催しましたので、その概略を紹介します。

「化審法と海外化学品規制に関して」

株式会社住化分析センター

理事 化学品安全事業部長 伊藤 功 氏

- わが国の化学物質に関する法令は約50法令あります。化学物質を管理する主な法令としては、毒物及び劇物取締法（毒劇法）、労働安全衛生法（安衛法）、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）等があります。
- 化審法は化学物質が環境を經由して人の健康や環境に影響することに留意した事前登録制度です。
- 化審法において、新規化学物質を製造又は輸入するものは事前に届出が必要です。
- 通常申請には、分解度試験、蓄積性評価、スクリーニング毒性試験（Ames試験、染色体異常試験、28日反復投与毒性試験）、生体影響性試験（藻類生長阻害試験、ミジンコ遊泳阻害試験、魚類急性毒性試験）を行います。



以上のほか、化審法内容及び各種試験内容並びに各国（EU、米国、中国等）の化学物質規制等について、大変多くの情報を詳しく御講演いただきました。

「製品化学物質規制に対するNECの取り組み」

日本電気株式会社

CSR・環境推進本部 本部長 堀ノ内 力 氏

- NEC製品に求められるREACH規則上の主な責務は、第7条 成形品中の物質の登録および届出の義務、第33条 成形品中の物質に関する情報伝達の義務です。
- 当社におけるREACH規則への対応のポイントは次のとおりです。



- * 情報書式の統一により作業効率の改善
- * 最新の含有情報を速やかに入手する仕組みの構築
- * 迅速な製品中のSVHC（認可対象候補物質）含有管理
- 当社のREACH規則対応方針は次のとおりです。
- * REACH対応のための調達品の化学物質含有調査を実施
- * 調査シートはJAMP（アークティクルマネージメント推進協議会）の提唱するシートを活用
- * 情報収集及び情報開示はJAMP-IT（JAMPが構築した情報流通サービス）を活用
- * 調査結果はNEC-REACHシステムにデータベース化し、欧州NECと情報共有しREACHコンプライアンスを果たす。
- NEC-REACHシステム〔製品含有化学物質管理〕で、各事業部での重複調査を避けるため、全社1つに統合したデータベースで管理しています。

以上のほか、NECグループ環境経営、グローバル製品化学物質規制（欧州RoHS指令、REACH規則）の動向等をわかりやすく御講演いただきました。



【お問い合わせ先】

京都府中小企業技術センター
基盤技術課 化学・環境担当

TEL: 075-315-8633 FAX: 075-315-9497
E-mail: kiban@mtc.pref.kyoto.lg.jp